答判 1

平成19年8月17日

臨床研究の在り方に関する検討について

「臨床研究の倫理指針に関する専門委員会」(厚生科学審議会)

平成19年8月

1. 背景

我が国における人を対象とした健康に関する科学研究(臨床研究)の指針等については、製薬企業等が依頼して行う「治験」に関する薬事法の下での「臨床試験の実施の基準に関する省令」(GCP)及び治験以外の臨床研究全般を対象とする「臨床研究に関する倫理指針」(平成15年7月厚労省告示)の他、「遺伝子治療指針」、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」等それぞれの分野毎に倫理性・科学性を確保するための指針がある。

特に、平成18年度から開始した第3期科学技術基本計画の戦略重点科学技術として、また、平成19年度から開始された「新たな治験活性化5ヶ年計画」等の下で、臨床研究は推進すべき課題とされているが、その倫理性・科学性の確保のために「臨床研究に関する倫理指針」の役割の重要性が増している。この指針は、制定後5年時(平成20年度)に見直しを行うこととされているが、実施状況や課題等を踏まえ、臨床研究推進における臨床研究の在り方とともに議論すべき時期に来ている。

2. 臨床研究の在り方に関する議論

「臨床研究に関する倫理指針」及びその関連として、これまでに次のような検討すべき課題が指摘されており、厚生科学審議会科学技術部会(同部会の下に専門委員会)で大学病院等を所管する文部科学省の協力も得て、当該指針の改訂に関して審議することとする。

3. 専門委員会で検討すべき論点

- 臨床研究の倫理に関する指針の対象範囲の明確化
- 〇 被験者の保護の向上
- 〇 研究の信頼性・公平性の確保の向上
- 公的研究費による臨床研究との関係、指針の実施に関する監督機能
- 臨床研究の環境整備に係る他制度との関連
- 〇 その他

4. 運営等について

○ 専門委員会の運営は、医政局研究開発振興課が庶務を行う。必要に応じて、文部科 学省高等教育局医学教育課及び研究振興局ライフサイエンス課の協力を得る。

5. スケジュール

平成19年 6月 厚生科学審議会科学技術部会 専門委員会設置の了解

7月 「臨床研究に関する倫理指針の見直し」に向けての意見募集

8月17日 第1回委員会開催予定

11月 指針に関する中間とりまとめ

平成20年 2月 指針(案)とりまとめ

2月~3月 パブリックコメント等

4月 指針の改訂